

札幌市電車乗車料金条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市電車乗車料金条例の一部を改正する条例

札幌市電車乗車料金条例(昭和45年条例第34号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項第1号中「170円」を「200円」に改め、同項第2号中「90円」を「100円」に改める。
- (2) 第3条第1項の表普通定期料金の項中「7,550円」を「8,040円」に、「21,520円」を「22,910円」に、「5,250円」を「5,760円」に、「14,960円」を「16,420円」に、「3,150円」を「3,600円」に、「8,970円」を「10,260円」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(理 由)

路面電車に係る乗車料金を改定し、路面電車事業の経営健全化を図るため、本案を提出する。